

w i t h コロナ 地域福祉活動支援事業

(助成実施要領)

1. 趣旨

新型コロナウイルスへの感染防止対策により、日常生活において人と人が距離を取り接触する機会を減らすことが求められるなかで、地域における支え合いやつながりが希薄化することが懸念されています。

このような状況を踏まえ「つながりをたやさない社会」を維持するために、社会的孤立や孤独の問題等に取り組む活動に対し支援を行うことを目的とします。

2. 実施主体 社会福祉法人和歌山県共同募金会

3. 協力団体 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

4. 助成対象団体

和歌山県内に所在する社会福祉協議会、特定非営利活動法人、社会福祉を目的としたボランティア団体及び自治会等の地縁組織

5. 助成対象事業

コロナ状況下における次に掲げる活動に対し助成を行います。

(3)及び(4)は、それぞれの問題に対する支援方法の模索や支援体制をつくる活動が対象です。

(1) 環境衛生に配慮しながら実施する居場所づくり活動で次に該当する活動

- ・コロナ感染防止対策のため接触のありかたに工夫を凝らして実施している「居場所づくり活動」
- ・従来より実施していた「居場所づくり活動」に、コロナ状況下での接触のありかたに工夫を加えて実施している「居場所づくり活動」

※単に参加者の検温や手指消毒を実施しているだけものは該当しません。

(2) 見守りを兼ねた配食活動

- ・コロナ状況下において外出を控えることにより、地域とのつながりが希薄になっている方々に対して実施する①見守りを兼ねた配食活動、②食事提供をとおして行う健康管理や相談支援活動

(3) 社会的孤立や孤独の問題に取り組む活動

- ・コロナ禍の影響を受けて新たに生じた社会的孤立や孤独の問題に取り組む活動

(4) 経済的困窮の課題に取り組む活動

- ・コロナ禍の影響を受けて生じた経済的困窮の課題に取り組む活動

6. 助成対象経費

助成対象経費は、弁当又は食材購入費、資機材購入費、その他活動費（人件費、旅費等は除く。）とし、令和2年7月1日から令和3年2月28日までの期間に支払われたものを対象とします。

7. 助成率及び助成限度額

助成対象経費に対する助成率は100%とし、助成限度額は1件あたり50万円とします。ただし、応募者が多数の場合は、限度額を減額することがあります。

8. 応募方法

(1) 応募期間 令和2年9月1日(火)～9月30日(水)まで

(2) 提出書類

ア) with コロナ地域福祉活動支援助成申請書(様式1)

イ) 定款もしくは会則

ウ) 令和元年度活動実績を記載した書面

※社会福祉協議会が申請する場合は、イ) 及び ウ) の提出を省略できる。

(3) 提出先

社会福祉法人和歌山県共同募金会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7F

※郵送の場合は、9月30日(水)までの消印があること。

9. 審査機関及び助成の決定

審査は、実施主体及び協力団体で組織する選考会議において行う。

助成申請受付後直ちに審査を行い、その結果を申請者に通知する。

10. 助成決定事業の変更

助成決定を受けた団体は、助成事業に変更がある場合は直ちに和歌山県共同募金会に通知すること。

11. 完了報告

助成決定を受けた事業が終了したときは、直ちに次の書類を整え完了報告を行うものとする。

ア) with コロナ地域福祉活動支援助成事業完了報告書(様式2)

イ) 共同募金助成金交付請求書(様式3)

ウ) 活動報告書(様式4)

エ) 領収書の写しほか

12. 助成額の決定及び支払

完了報告の提出を受けた後、内容を審査し当該団体への助成額の決定を行う。

完了報告は、事業終了後1カ月以内に提出すること。

助成金の支払は、助成額決定後30日以内に指定の口座に振り込むことにより行う。

13. 助成要領の変更

助成要領を変更した場合は、直ちに和歌山県共同募金会のホームページに掲載して公表する。